

全国料理業生活衛生同業組合連合会
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 } 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

料理業、社交飲食業における中小企業投資促進税制（税額控除及び特別償却）の
活用等の調査への協力をお願い

平素より、生活衛生関係営業の振興等にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
料理業、社交飲食業の組合員において、厨房機器などの機械・装置やソフトウェア（勤怠管理ソフト、POSレジなど）等を新規で取得し、その事業の用に供した場合に適用が可能となる
**「中小企業投資促進税制（税額控除及び特別償却）」については、現在、令和6年度末まで適用
期限が延長されている**ところです。

これまでも累次にわたって貴連合会を通じて、管下の各組合から各組合員に対して税制の周知や活用促進等をお願いしていただいているところです。

先般、開催した貴連合会との意見交換会においてご報告をさせていただいた通り、昨年12月に同様の調査を行った結果では、料理業、社交飲食業での本税制を活用するような機械・装置やソフトウェア等の取得実績や将来的な取得見込みは、ほぼ無い状況でした。また、前回調査ではご回答いただけた組合員が少なく、令和7年度税制改正において本税制の適用期限の延長を要望していくためには、活用情報が不足している状況であり、今回の本調査の結果は大変重要なデータとなります。

ついては、貴連合会より管下の各組合に別添の回答様式を送付いただき、各組合から各組合員に本調査の周知とご協力をお願いしていただき、回答については、**各組合員から直接当課担当者（4名）あてに令和6年7月19日（金）までに、メール又はFAXでご回答**をお願いいたします。また、組合員から調査の内容についてご質問等がある場合には、以下の問い合わせ先まで直接ご連絡いただくよう、ご案内をよろしく願いいたします。

貴連合会及び各組合におかれましても、ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、本税制が料理業、社交飲食業の組合員に引き続き適用されるよう、本調査にご理解とご協力の程、何卒よろしく願いいたします。

（問合わせ先）

担 当：厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
羽鳥、山口、石橋、大和田

メールアドレス：hatori-kenichi@mhlw.go.jp
ishibashi-katsushi.mk0@mhlw.go.jp
yamaguchi-michikazu.bs3@mhlw.go.jp
oowada-tami@mhlw.go.jp

電 話：03-3595-2301

FAX：03-3501-9554